

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令等の遵守、リスク管理、適正・適時な財務報告、業務の効率化などを目的とした広い範囲の内部統制システムを構築し、整備し、運用することがコーポレート・ガバナンスの基本であり、このような視点に立って、公正かつ健全な企業経営を実現して、経営の透明性を高め、適時・適切な情報開示に努力し、株主はじめ利害関係者の信頼をより強固なものにしていくことが、企業の発展に資するものであると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
徳友会グループ持株会	1,766,000	8.00
三徳物産株式会社	1,248,110	5.65
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,010,250	4.57
日本生命保険相互会社	792,000	3.58
三井住友信託銀行株式会社	700,000	3.17
大成インベストメント株式会社	630,000	2.85
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	607,000	2.74
共栄火災海上保険株式会社	600,000	2.71
第一生命保険株式会社	580,000	2.62
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	570,000	2.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木全 誠	他の会社の出身者					△						
南木 通	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木全 誠	○	独立役員として指定しました。	名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、木全 誠氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
南木 通	○	独立役員として指定しました。	名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、南木 通氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の人数	5名
監査役員の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、監査室は期初において会合を持ち、毎期の重点監査項目、監査実務上の課題・問題点をよく把握して、互いに共通の認識を保有する。

監査役は必要に応じて会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、特に四半期末および決算期末については会計監査人と十分な意見交換をし、会計監査意見の形成過程および監査役監査結果に関し協議しております。さらに、会計監査意見の形成過程で生じた適時開示の必要性について、監査役は会計監査人と協議し、経営管理本部長に助言を行います。

また、監査室は内部統制の基本的要素の1つであるモニタリングの一環として、内部統制の整備および運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大引 和也	税理士														
水越 洋	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大引 和也	○	独立役員として指定しました。	名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、大引和也氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
水越 洋		—	経営監視に関し、独立の立場で客観的に見る事が可能となるため。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型の報酬制度の導入は、現状困難であり、ストックオプション制度の導入は、時期尚早であるため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、全取締役および全監査役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が窓口となり社外取締役、社外監査役へ取締役会のスケジュール連絡等のサポートを行うほか、取締役等から取締役会上程議案の事前説明をするなど、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 取締役会を毎月1回開催し、経営の基本方針ならびに経営に関する重要な事項を協議して決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。
- 監査役は、定期に開催される監査役会において、監査事項について必要な協議を行うほか、情報交換等を行い、取締役会および社内の重要な会議に出席して、取締役の職務執行の監査を行っております。
- 会計監査人として選任している業監査法人から、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を受けております。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は2名であり、その監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他1名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監視機能の独立性を確保するために、社外取締役2名、社外監査役2名としており、外部目線のチェック機能を備えた経営機能について十分な体制を整えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会会場に、当社の工事や活動記録の写真やポスターを掲示、パンフレット等を備え、株主に当社の事業活動の状況をより認識していただけるように工夫しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページアドレス http://www.tokura.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部が中心となり対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none">・ISO14001の認証を取得するとともに、名古屋市からエコ事業所の認定を受け活動しております。・環境保全の一環として、愛知県と「企業の森作り」協定を締結し、間伐・枝打ちなどの森林整備活動等を行っております。また、農村環境保全活動として、河川の清掃活動等を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムを整備することにより、効率的な業務遂行と経営の健全性・透明性を高め、財務報告開示等の信頼性を確保することが、株主や投資家への理解や信頼につながるものであると考えております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人は法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。
 - (2) 教育、研修等の実施により、企業倫理意識、コンプライアンス等の浸透をはかる。
 - (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行わない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令ならびに社内規則により作成・保管するとともに、必要に応じ取締役、監査役等が開覧できる状態で管理する。
 - (2) 法令又は証券取引所適時開示規則に基づき情報を開示する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 災害、品質、環境等のリスクについてはマニュアルに従い対処する。
 - (2) その他、重大な影響を及ぼすと判断される個々のリスクに関しては、取締役会等において対応等を審議し対処する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 原則月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うほか、重要事項については随時、経営会議を開催し、報告、検討を行う。
 - (2) 決裁基準に基づき運営する。
 - (3) 幹部職員の業務分掌に基づき担当業務を明確にする。
5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社管理の関連事業室を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - (2) 関連事業室は、グループ会議を開催し、子会社の経営状況の把握や意思の疎通を図る。また、子会社に重大なリスクが発生した場合、または発生のある可能性がある場合は、速やかに報告を受ける体制を整備する。
 - (3) 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査役職務を補助する使用人は、代表取締役が適宜使用人を指名する。当該使用人の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
 - (2) 監査役職務を補助する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
7. 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社および子会社の取締役および使用人等は、不正行為、法令、定款違反行為で会社に著しい損害を及ぼす虞のあるもの、著しく不当な行為がある場合は、速やかに当社の監査役に報告する。
 - (2) 当社の監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および使用人等に求めることができる。
8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および子会社の取締役および使用人等から当社の監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に相談するなど必要な監査費用を認める。
10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 会社法によって取締役会の書面決議が認められたが、従来通り取締役会は原則月1回は開催する。
 - (2) 代表取締役は、監査役会および会計監査人との定期的な会合を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行わない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 総務部に不当要求防止責任者を設置している。
2. 警察、弁護士、企業防衛対策協議会等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集を行いながら、適切な対処をすべく努めている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、平成24年9月10日開催の取締役会において、「会社情報の適時開示方針」を決議いたしました。この方針の立案に際しては、決算に関する業務プロセスにおいて、社内手続き的な業務フローに定められている内部チェック、確認作業は基本的に遵守されていても、専門的知識が不足しているため正しい判断ができないことを想定し、あらかじめ専門家の意見を聴取するスキームを含めて検討してまいりました。適時開示方針の内容は下記の通りであります。

また当社では、意思決定の際に準拠すべき理念・規範の存在が、最も大切であると考え、正しいコーポレート・ガバナンスの認識を役職員に浸透させていくことをミッションとしたプロジェクトチームを組成し、セミナーの開催等を通して当社のコーポレート・ガバナンスに対する正しい認識の浸透を図っております。

「会社情報の適時開示方針」

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に適時・適切に会社情報の開示を行うことにより、信頼関係が構築されると認識し、金融商品取引法および名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、適時開示規則という)等に則り、適時・適切な開示に努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 開示情報担当

当社は、公正かつ適時・適切な開示を行うため、適時開示の開示情報管理責任者を経営管理本部長、開示情報取扱責任者を総務部長とし、発生事実および決定事実の内容精査を行う情報開示委員会を設けており、事務取扱部署を総務部としております。

なお、決算期に開示する決算情報の集約等については、開示情報取扱責任者を経理部長とし、事務取扱部署を経理部としております。

(2) 重要情報の開示に関する意思決定

情報発生部門より重要情報の連絡を受け、総務部長は、情報開示委員会を開催します。情報開示委員会は内容の精査を行い、必要と認められた場合は、代表取締役社長に報告を行った後、取締役会の承認を経て、開示情報管理責任者が名古屋証券取引所等へすみやかに報告、開示することとしております。

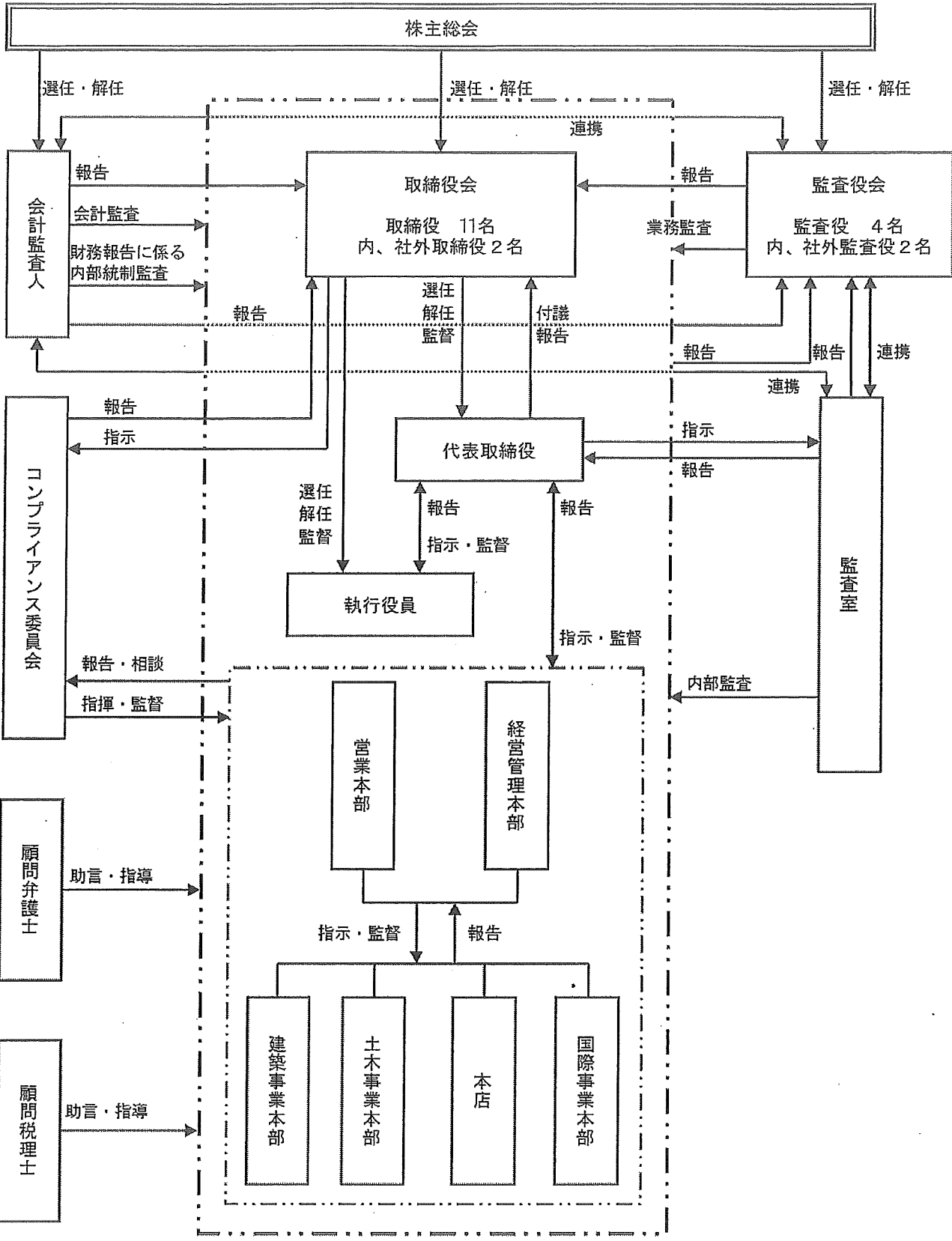
また、緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役社長または開示情報管理責任者の判断により迅速な会社情報の開示を行い、開示後、速やかに、取締役会、監査役会に報告することとしております。

なお、決算期における開示情報については、より適切な会社情報の開示を行うため、経理部を中心に関連部署、関連機関と連携して審議を行い、代表取締役社長への報告、取締役会の決議を経て開示手続を行うこととしております。

(3) 適時開示に係るチェック機能等

総務部、経理部は適時開示規則等に基づき情報開示の要否を関係部署と協議し、または必要に応じて会計監査人、弁護士、名古屋証券取引所等からの助言・指導を受けております。

また、経営のチェック機能の一環として各監査役は監査役会で決定された監査方針に基づき取締役会等重要な会議へ出席する等、取締役の職務執行状況の監査を行い、経営監視体制の機能を果たしており、適時開示の手続においても同様の機能を果たしております。



株主総会

選任・解任

選任・解任

選任・解任

連携

報告

会計監査

財務報告に係る
内部統制監査

報告

取締役会

取締役 11名
内、社外取締役 2名

報告

監査役会

監査役 4名
内、社外監査役 2名

業務監査

選任
解任
監督

付議
報告

報告

報告

連携

報告

指示

代表取締役

指示

報告

選任
解任
監督

報告
指示・監督

執行役員

報告

指示・監督

監査室

報告・相談

指揮・監督

指示・監督

内部監査

営業本部

経営管理本部

顧問弁護士

助言・指導

指示・監督

報告

顧問税理士

助言・指導

建築事業本部

土木事業本部

本店

国際事業本部

会社情報の適時開示の社内体制図

